

南九州市地域子育て交流館放課後児童健全育成事業，地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

- (1) 事業名：南九州市地域子育て交流館放課後児童健全育成事業，地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業運営業務委託
- (2) 目的：南九州市地域子育て交流館で放課後児童健全育成事業，地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を実施するにあたり，全事業を一体的にかつ安全・円滑に遂行することを目的とする。
- (3) 事業内容：別紙「南九州市地域子育て交流館放課後児童健全育成事業運営業務委託仕様書」，「南九州市地域子育て交流館地域子育て支援拠点事業等運営業務委託仕様書」及び「南九州市地域子育て交流館一時預かり事業運営業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

2 事業に要する費用（予定価格）

137,645,000 円（単年度内訳 27,529,000 円）

【委託料内訳】

①放課後児童健全育成事業	9,565,000 円上限
②地域子育て支援拠点事業	10,084,000 円上限
③一時預かり事業	7,880,000 円上限
合計	27,529,000 円上限

※上記の委託料は，予算編成過程において各年度最終決定する。

（開設準備経費）

開設準備経費：地域子育て交流館で新たな法人が事業を開始する場合は，開設準備経費を補助します。（4,000,000 円上限）

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は，次の要件を満たす者でなければなりません。

- (1) 子育て支援に関する取り組みに熱意と意欲があるもので，市内で保育所（園）並びに認定こども園を運営する法人，又は市内に法人格を有する事業所等（以下「法人」という。）であること。

なお、過去に地域子育て支援拠点事業を実施した法人、現在地域子育て支援拠点事業を実施している法人及び今回別途募集している「南九州子ども・子育て利用者支援事業運営業務委託公募型プロポーザル」に参加している法人についても、参加可能である。

- (2) 事業の目的を理解し、本市が定める運営業務仕様書の条件等を確保することができる法人であること。
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- (4) 本市において指名停止期間中の者でないこと。ただし、参加申込書提出から契約締結までの間に本市から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民生再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 市税等に滞納がないこと。
- (8) 次のアからオまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事業所をいう。）以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体（以下「非法人団体」という。）にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人各を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められたとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社

会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (9) 地域子育て交流館では「子育てしやすいまちづくりプロジェクト事業計画書／施設改修計画書」で策定した事業（子育て人材バンクシステムの運用、ハローワーク等と連携した就労支援、ワークライフバランスの実現に向けたイベント等の実施、貸館業務（コワーキングスペース含む）等）を実施し、子育て支援機能の充実を図ることとしている。市では、今回の運營業務委託事業者に別紙【その他の事項】の事業についても一体的に担っていただきたいと考えており、この事業の実施も含めて参加の検討をすること。ただし、契約を約束する訳ではない。

5 説明会

- (1) 開催日時：令和 7 年 7 月 25 日（金） 15 時～17 時
(2) 開催場所：Web 開催（Zoom 会議）

※説明会の参加希望者は、令和 7 年 7 月 23 日（水）17 時まで
に担当部署へ（別表 No.16 様式 12）を電子メール又はファク
シミリにより提出すること。参加希望者へ URL, ミーティング
ID, パスコード等を御連絡いたします。

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 7 年 8 月 8 日（金）17 時まで（必着）
(2) 提出方法：別添の質問票により、電子メール又はファクシミリにて提出すること。また、到着しているか確認の電話連絡を行うこと。
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
(3) 回 答 日：令和 7 年 8 月 15 日（金）17 時まで
(4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

7 参加手続き等

- (1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書（公募型）（第 3 号様式）及び企画提案書（別表 提出書類一覧中 No.13～18）を提出しなければならない。

① 提出書類・必要部数

参加申込書（第 3 号様式） 1 部

【添付書類：各 1 部 ※別表参照】

- ・参加資格要件確認表
- ・法人概要

- ・参加団体役員名簿
- ・参加団体役員の履歴書，評議員会を設置している場合にはその名簿
- ・子育て支援に関する事業の実績
- ・法人定款
- ・最近2事業年度の財産目録，貸借対照表，損益計算書
- ・最近2事業年度の事業報告書
- ・法人の事業計画書及び収支予算書（令和7年度のもの）
- ・登記事項証明書又は登記簿謄本・抄本（3カ月以内のもの）
- ・納税証明書（市税，県税，国税，消費税及び地方消費税）（原本3カ月以内のもの）

② 提出期間

令和7年7月1日（火）～令和7年9月1日（月）17時まで

③ 提出方法

電子メールで提出すること。

※到着確認のため，必ず電話連絡を行うこと。

(2) 参加資格の確認等

4の参加資格の確認を行い，令和7年9月3日（水）までに，確認結果通知書を送付する。併せて参加資格要件を有する者に，企画提案書の提出を要請する。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

南九州市地域子育て交流館放課後児童健全育成事業，地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業運営業務委託公募型プロポーザル実施要領で示された様式により作成する。（※別表参照）

(2) 提出期間

令和7年7月25日（金）～令和7年9月8日（月）

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。

※到着確認のため，必ず電話連絡を行うこと。

(4) 提案書に関する留意事項

- ① 提案書の再提出及び差し替えは，原則として認めない。
- ② 参加に要する経費は，参加者の負担とする。
- ③ 提出された書類については返却しない。

9 情報公開及び情報提供

提出書類は、南九州市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については受託者決定後の開示とします。

10 日程

実施内容	実施期間又は期日
公告（公募型）	令和7年7月1日（火）
参加申込書提出（公募型）	令和7年7月1日（火） ～令和7年9月1日（月）
質問受付期間	令和7年7月1日（火） ～令和7年8月8日（金）
説明会参加申込提出期限	令和7年7月23日（水）
説明会	令和7年7月25日（金）
質問回答	令和7年8月15日（金）
参加資格審査結果通知	令和7年9月3日（水）
企画提案書提出期限	令和7年7月25日（金） ～令和7年9月8日（月）
一次審査（書類審査）	令和7年9月17日（水）
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年9月25日（木） ※詳細な日程は、別途通知します。
選定結果の通知	令和7年10月中旬
契約事務	令和7年10月中旬～

11 審査方法、審査基準

(1) 審査方法

- ① 提案書の審査については、南九州市地域子ども・子育て支援事業業務委託事業者プロポーザル審査委員会が行い、運営業務委託事業者を選定する。
- ② 審査委員は、「(3)審査基準」により提案書の審査をし、採点を行う。
- ③ プロポーザル参加者が1法人のみの場合でも、審査は行うが、評価が一定水準「(5)順位の確定方法①」に達しない場合は、選定しない。
- ④ プロポーザル参加者が5法人以上の場合は、一次審査として書類による審査を行い、上位4法人を決定する。ただし、参加者が4法人以下である

場合は、一次審査を省略し、二次審査においてプレゼンテーションを実施し、審査を行う。

ア 一次審査日 令和7年9月17日（水）

イ 結果通知については、全ての法人に結果を通知し、併せて二次審査に進む法人のみ、二次審査の日程等を連絡する。

※ 参加書類の提出期限（令和7年9月8日）時点で一次審査を省略する場合はイの結果通知は省略し、二次審査の日程のみを参加書類の提出期限（令和7年9月8日）後に通知する。

⑤ 二次審査【プレゼンテーション】

ア 日時 令和7年9月25日（木）

※ 詳細な日程については、別途通知します。

イ 場所 南九州市役所知覧庁舎東別館3階大会議室

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは時間20分以内、質問10分以内を目安とします。

(イ) プレゼンテーションは非公開とします。

(ウ) プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことは可とします。

(エ) プレゼンテーションの参加者は3名までとします。

(オ) プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなします。

(2) 評価基準

① 本市の子育て支援施策について趣旨、目的、目指す姿等を十分に理解し、市内の他の地域子育て支援拠点事業所（地域子育て支援センター）等と連携しながら、市あるいは地域との良好なパートナーシップのもとに前向きな業務の実施が見込まれること。

② 放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業について、制度、趣旨等を十分に理解し、利用者である子育て世帯等に対する十分な支援と事業の円滑な運営が見込まれること。

③ 放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業の一層の展開について、法人の特質に基づく積極的な提案がなされていること。

④ 地域子育て交流館は【4参加資格(9)】の事業も実施予定としているため、法人としてこの事業の運営についての考え方や関わり方等について積極的な提案がなされていること。

⑤ 法人の運営が適正であること。

(3) 審査基準点

	審査基準点 (5点)	審査基準点 (10点)
非常に的確・非常に効果的・非常に優秀	5	10
的確・効果的・優秀	4	8
普通	3	6
やや不十分	2	4
不十分	1	2

※ ③ク「子育て支援事業の実績」については、「有」の場合は10点、「無」の場合は0点とする。

(4) 配点

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

① 放課後児童健全育成事業

審査項目	審査基準	点数
ア 職員の配置状況	事業の実施にあたり必要な実施体制, 人員が確保されているか	5
イ 職員の研修内容	職員が参加しやすい研修となっているか(日程, 時間, 場所等)	5
ウ 利用者(児童)の募集, 登録	利用者(児童)の募集, 受付, 登録において, 利用者を増やすための工夫がされているか	5
エ 保護者との連携等に関する取組	保護者の要望, 苦情等の対応や利便性の向上に関する対応が適正か	5
オ 質の高い保育サービスの提供	児童の年齢等に応じた育成支援となっているか	5
カ プライバシー保護について	児童及び保護者の個人情報保護に対する取り扱いが適正か	5
キ 危機管理体制及び安全・衛生管理等	事故発生時に対する対応の仕組みや, 安全・衛生管理等への取り組みがあるか	5
ク 地域, 関係機関との連携内容	地域人材等を活用し, 連携や支援する仕組みがあるか	5

ケ その他	総合的観点からの評価（熱意，課題認識や取り組み，実績など）	5
-------	-------------------------------	---

②地域子育て支援拠点事業

審査項目	審査基準	点数
ア 職員の配置状況	事業の実施にあたり必要な実施体制，人員が確保されているか	5
イ 職員の研修内容	職員が参加しやすい研修となっているか（日程，時間，場所等）	5
ウ 子育て中の保護者からの相談と援助内容	子育て中の親子が気軽に相談ができるような取り組みや工夫がされているか	5
エ 子育て関連情報の収集及び提供内容	身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供することが予定されているか	5
オ 子育てに関する講習・イベントの実施内容	子育て中の親子が参加しやすい講習やイベントの内容となっているか（日程，時間，場所，定員等）	5
	多様なニーズ（新しい利用者向け）を取り込む企画があるか	5
カ 地域の子育て支援活動への役割，支援活動との連携・支援内容	地域での役割や，子育てに関する支援活動をしている人等の声を活かし，連携や支援する仕組みがあるか	5
キ プライバシー保護について	児童及び保護者の個人情報保護に対する取り扱いが適正か	5
ク 危機管理体制及び安全・衛生管理等	事故発生時に対する対応の仕組みや，安全・衛生管理等への取り組みがあるか	5
ケ その他	総合的観点からの評価（熱意，課題認識や取り組み，実績など）	5
コ 「子育てしやすいまちづくりプロジェクト事業」について	「子育てしやすいまちづくりプロジェクト事業」について（関わり方，新たな企画提案など）	10

③ 一時預かり事業

審査項目	審査基準	点数
ア 職員の配置状況	事業の実施にあたり必要な実施体制、人員が確保されているか	5
イ 職員の研修内容	職員が参加しやすい研修となっているか（日程，時間，場所等）	5
ウ 保護者との連携等に関する取組	保護者の要望，苦情等の対応や利便性の向上に関する対応が適正か	5
エ 質の高い保育サービスの提供	児童の年齢等に応じた育成支援となっているか	5
オ プライバシー保護について	児童及び保護者の個人情報保護に対する取り扱いが適正か	5
カ 危機管理体制及び安全・衛生管理等	事故発生時に対する対応の仕組みや，安全・衛生管理等への取り組みがあるか	5
キ その他	総合的観点からの評価（熱意，課題認識や取り組み，実績など）	5
ク 子育て支援事業（※）の実績	法人として子育て支援事業の実績があるか	10

※第3期南九州市子ども・子育て支援事業計画の第4章に記載された幼児期の学校教育・保育又は第5章に記載された地域子ども・子育て支援事業

(5) 順位の確定方法

- ① 総得点の平均が90点未満の場合は，選定対象から除外する。
- ② 上記で除外した提案以外のものに対して順位付けを行い，審査の結果，合計点の最も優れた提案を行った法人を最優秀提案者として選定する。なお，審査の結果合計点が最も高い法人が複数いる場合は，次の(ア)，(イ)，(ウ)の順序で選考を行い，差がついた時点で最優秀提案者として選定する。
 - (ア) 「②地域子育て支援拠点事業」の審査項目「コ「子育てしやすいまちづくりプロジェクト事業」について」の点数が最も高い者
 - (イ) 「③一時預かり事業」の審査項目「ク子育て支援事業の実績」の実績がある者
 - (ウ) 「①放課後児童健全育成事業」の審査項目「ケその他」，「②地域子育て支援拠点事業」の審査項目「ケその他」及び「③一時預かり事業」の審査項目「キその他」の合計点が最も高い者

(6) 審査結果の通知

- ① 令和7年10月上旬に全ての参加法人に結果を通知する。
- ② 審査結果は、後日、市ホームページに公表する。公表内容は、プレゼンテーションの日時、参加表明者数、受託候補者名とする。
- ③ 選定されなかった法人は、通知をした日の翌日から起算して7日（土日祝日を含まない。）以内に書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は下記のとおりとする。
受付場所 担当部署
受付時間 8:30～17:00
- ④ 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土日祝日を含まない。）以内に書面により行うものとする。
- ⑤ 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格します。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書等提出期限後の参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (4) 参考見積書の金額が予定価格を超過したもの
- (5) 上記のほか、実施要領に示された要件に適合しないもの

13 契約

受託候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う者とします。

なお、その際には、受託候補者として決定された者は、改めて見積書を提出するものとします。

14 その他

(1) 事業内容

原則として運営業務委託仕様書のとおりとするが、本市との協議により、変更する場合がある。

(2) 委託金額

事業内容を変更した場合においても、限度額は変更しない。

(3) 経費の支払い

委託料は、契約締結後に各年度年4回に分けて支払う予定。

(4) 個人情報の保護

個人情報の保護については、本市の施策に準じた措置を講じること。

(5) その他

- ① その他委託契約にかかる必要事項は、本市との事前協議により決定し、契約書（仕様書）等に記載する。
- ② 委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当でないと本市が認めるときは、委託を取り消すことがある。この場合、運營業務委託事業者の損害に対して本市は賠償しない。また、取り消しに伴う本市の損害について、運營業務委託事業者に損害賠償を請求することがある。
- ③ 契約保証金については、免除とする。
- ④ 業務の委託にあたって、前受託事業者と引継ぎを行うこととする。

15 問い合わせ先

南九州市役所こども未来課子育て支援係

住所：南九州市川辺町平山 3234 番地

電話：0993-56-1111（内線 4412）

F A X：0993-58-3710

電子メール：kodomo@city.minamikyushu.lg.jp

別表

提出書類一覧

No	提出書類		内容	様式
	9/1（月） 17時まで	9/8（月） 17時まで		
1	○		参加申込書	第3号様式
2	○		参加資格要件確認表	様式1
3	○		法人概要	様式2
4	○		参加団体役員名簿	様式3
5	○		参加団体役員の履歴書，評議員会を設置している場合にはその名簿	任意様式
6	○		子育て支援に関する事業の実績	様式4
7	○		法人定款	任意様式
8	○		最近2事業年度の財産目録，貸借対照表，損益計算書	
9	○		最近2事業年度の事業報告書	
10	○		法人の事業計画書及び収支予算書（令和7年度のもの）	
11	○		登記事項証明書又は登記簿謄本・抄本（写し）	原本（3か月以内のもの）
12	○		納税証明書（市税，県税，国税，消費税及び地方消費税）	原本（3か月以内のもの）
13		○	南九州市地域子育て交流館放課後児童健全育成事業実施計画書（添付書類がある場合はA4サイズで提出すること）	様式5 （交流館用）
14		○	南九州市地域子育て交流館地域子育て支援拠点事業実施計画書（添付書類がある場合はA4サイズで提出すること）	様式6 （交流館用）
15		○	南九州市地域子育て交流館一時預かり事業実施計画書（添付書類がある場合はA4サイズで提出すること）	様式7 （交流館用）
16		○	令和8年度 収支予算書（案）（南九州市地域子育て交流館放課後児童健全育成事業分）	様式8 （交流館用）

17		○	令和 8 年度 収支予算書（案）（南九州市地域子育て交流館地域子育て支援拠点事業分）	様式 9 （交流館用）
18		○	令和 8 年度 収支予算書（案）（南九州市地域子育て交流館一時預かり事業分）	様式 10 （交流館用）
19	公募型プロポーザル実施要領等に関する質問票 ※質問がなければ提出不要。 質問期限： <u>令和 7 年 8 月 8 日（金）17 時まで</u>			様式 11 （交流館用）
20	説明会に参加する場合 説明会参加申込書 提出期限： <u>令和 7 年 7 月 23 日（水）17 時まで</u>			様式 12 （交流館用）

【その他の事項】

今回の３事業（放課後児童健全育成事業，地域子育て支援拠点事業，一時預かり事業）のほかに，「南九州市地域子育て交流館では，下記事業等（委託料は別途積算）にも取り組む予定としています。

詳しくは，「子育てしやすいまちづくりプロジェクト事業計画書／施設改修計画書」のとおりです。

ただし，契約を約束する訳ではなく，改めて手続きにより決定することとなります。

ア 子育て人材バンクシステムの運用

市内保育所，認定こども園，放課後児童クラブ等で働きたい人材（保育士，保育教諭，幼稚園教諭，養護教諭，看護師，准看護師，栄養士，管理栄養士，調理師，保健師，放課後児童クラブ支援員，放課後児童クラブ補助員，子育て支援員（以下「保育士等」という。））と，人材を求める施設とをマッチングする。なお，その際には市の様式に準じた登録申込書兼同意書の受付，登録者名簿の作成，登録内容変更・取消届の受付，求人情報申込書の受付を行う。また，市内に在住する保育士等の発掘と，就労に向けた支援を行う。

イ ハローワーク等と連携した就労支援

ハローワーク等と連携し，働きたい希望者に対する就労支援を実施する。

ウ ワークライフバランスの実現に向けたイベント等の実施

ワークライフバランスの実現に向けたイベントや講座を企画し，運営する。